○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
盛岡市玉山区渋民字鶴飼一四六番一から同市玉山区馬場字川原一三八番一まで	前	三一・〇〇～一二〇・三六メートル
	後	一六・二〇～一二〇・三六メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	盛岡市玉山区渋民字鶴飼一四六番一から同市玉山区馬場字川原一三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月十二日十四時

○北陸地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十号	氷見市姿字浜八一〇番から同市姿字向山一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月十日

○四国地方整備局告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局土佐国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　五十五号　高知県室戸市室津地先から高知県安芸市下山地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　専務取締役　荘司　育男

住所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

三　他の管理者が行う管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十七年三月十九日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十九号、二百四十号及び二百四十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道網走郡大空町女満別本郷二九一番六から同町女満別本郷二九〇番一まで	前	二五・四七～三〇・二四メートル
	後	二五・四七～七六・二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号	北海道紋別郡湧別町芭露一八六六番一地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年四月十日

官庁報告

官庁事項

食料・農業・農村基本計画の変更

政府は、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第15条第7項の規定に基づき、食料・農業・農村基本計画の変更を、去る3月31日に閣議決定した。

以下、その全文を同条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

平成27年4月10日　農林水産省

食料・農業・農村基本計画

まえがき

我が国は、超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来により、今後、とりわけ地方の衰退が加速することが懸念されている。また、グローバル化や情報化が進展し、消費財のみならず、人、資金、情報、文化が国境を越えて駆け巡り、そのスピードも加速してきている。我が国は、いまだ経験したことのない経済社会の構造の変化に直面し、大きな転換点を迎えている。

こうした変化の下、持続可能で活力ある地域経済社会を構築していくためには、あらゆる分野において既存の仕組みの抜本的な改革を進めることが求められている。